

令和 7 年 4 月版『建設業許可申請の手引き』主な変更箇所

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数、参照先のページを変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。

目次（修正）

- ・ 令和 6 年 4 月 ⇒ 令和 7 年 4 月 に修正

P 1 4、1 2 9、1 3 0（修正）：（2） 一般建設業の許可と特定建設業の許可

- ・ 特定建設業の許可が必要な下請金額を 4,500 万円（建築一式は 7,000 万円）→5,000 万円（建築一式は 8,000 万円）に修正
（令和 7 年 2 月 1 日建設業法施行規則の改正による修正）

P 1 4ほか（修正）

- ・ 専任技術者→営業所技術者等に変更
（令和 6 年 12 月 13 日建設業法施行規則の改正による修正）
- ・ 営業所（の（に置かれる））専任技術者→営業所技術者等に変更
（令和 6 年 12 月 13 日建設業法施行規則の改正による修正）
- ・ 一般建設業の専任技術者→一般建設業の営業所技術者に変更
- ・ 特定建設業の専任技術者→特定建設業の特定営業所技術者に変更

P 2 0、4 9、5 0、5 6、5 8、5 9、6 0、6 1、6 2（修正）：経験期間及びその期間中での常勤性が確認できる書類

- ・ 経營業務管理責任者の経験期間中の常勤性の確認資料から住民税特別徴収税額決定通知書を削除、健康保険証について R7.12 又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までに限り使用できる旨の追記
（令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴う確認書類の変更）
- ・ 個人事業主として経営経験がある場合及び個人事業主に準ずる地位として補佐経験がある場合の経験期間及びその常勤性の確認資料を確定申告書及び所得証明書ほかに修正
（令和 7 年 1 月から申告書に税務署受付印が押印されなくなることに伴う変更）

P 2 2（追記・修正）：健康保険及び厚生年金保険の適用除外、様式第 7 号の 3：健康保険等の加入状況における記載区分

- ・建設業に係る国民健康保険組合（全国建設工事業国民健康保険組合等）が適用除外である旨を詳しく記載。
- ・組合管掌健康保険の健康保険組合（大企業等が直接設立している保険組合）について詳しく記載

P 3 7（追記）：表 5－2 技術者の資格（基幹技能者）

- ・令和 6 年 10 月 18 日施行「国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める告示」により追加のあったものを追記。
- ・登録土質改良基幹技能者（工種：とび・土工工事）
- ・登録都市トンネル基幹技能者（工種：とび・土工工事）
- ・登録潜函基幹技能者（工種：とび・土工工事）

P 4 7（追記・修正）：健康保険等の加入状況の確認資料

- ・建設国保の確認資料について、保険証を削除。
適用除外承認書の写し、適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書を記載
（令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴う
確認書類の変更）
- ・組合管掌健康保険に加入の事業所について、健康保険組合である旨の記載

P 4 9、5 0（修正）：表 7 許可申請等における確認資料一覧表 **イー常勤性の確認資料**

- ・経營業務管理責任者の常勤性の確認資料を標準報酬決定通知書などに修正
（令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴う
確認書類の変更）

P 5 0、5 3、5 6、5 8、5 9、6 1、6 2（追記）：経營業務の管理責任者の**経験期間の常勤性確認資料**

- ・「役員報酬手当及び人件費等の内訳書」を「役員給与等の内訳書」に変更
（現時点で使用されている様式名に変更）

P 5 1（修正）：電気工事業に関する注意

- ・電気工事業に関する注意を、「電気工事業の建設業許可業者である場合は届出」について、「建設業許可業者である場合は届出又は通知」に修正。また、経験期間の確認

において、「登録または届出」がされていることに修正

(建設業者(業種問わず)が電気工事業を営む場合においては、登録を受けた登録電気工事業者とみなして登録は不要となるが、代わりに届出もしくは通知の手続きが必要となるため)

P 5 2 (修正・追記) : 【確認資料の詳細】

- ・常勤性の確認資料について、健康保険被保険者証を削除

(令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴う確認書類の変更)

- ・個人の常勤性の確認資料について、所得証明書ほかを追記

(令和 7 年 1 月から申告書に税務署受付印が押印されなくなることに伴う確認書類の変更)

- ・注 2 電子申告の場合は受審通知を申告データ及び受信通知を出力したものに修正

P 5 3、5 4 (修正・追記) : 常勤性等確認資料について

常勤性の確認書類、提出書類の取り扱いについて記載

(令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴う確認書類の変更及び令和 7 年 1 月から申告書に税務署受付印が押印されなくなることに伴う確認書類の変更)

P 5 4 (追記) : 常勤性確認資料について別途求める追加書類

原本照合に関する詳しい記載を追記。

P 5 5 (追記) : 現住所の確認資料

- ・現住所について、確認することがある旨を記載

(令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴う確認書類の変更)

P 6 6、6 7 (追記) : ロ 営業所技術者等の資格に関する確認

- ・建設業法第 7 条第 2 号イ該当者の所定学科卒業を確認する資料として卒業証書を追記

P 6 7 (追記) : 特定建設業の営業所技術者等の資格に関する確認

- ・建設業法第 7 条第 2 号ハ該当者の大臣認定を確認する資料として監理技術者資格者証及び監理技術者講習の受講がわかるものを追記

P 7 3、7 4 (削除・修正) : 営業所の写真

- ・「様式作成日」「会社名」を削除

P 7 7 (追記) : (5) 申請書類の提出について

- ・ 郵送受付も可であることを追記
- ・ 郵送の際の留意事項を追記

P 8 4 (追記) : 認可の区分別に必要となる書類

- ・ 法人成り、老齢等の理由による承継においては無償譲渡であっても差し支えないことの説明ページ先を明記

P 8 8、9 8 (追記) : 認可されたとき

- ・ 認可された際の書類の提出について、確認書類の提出について追記

P 9 9、1 0 0 (追記) : 認可の申請における書類

- ・ 合併・分割において、吸収・新設の区分を追記

P 1 0 8 (追記) : 表 1 0 変更届出書の一覧表

- ・ 商号又は名称の変更の際の書類に株主調書を追記

P 1 2 7 (修正)

- ・ 許可業種の略表→建設工事の種類略表に修正

P 1 2 9、1 3 0 (追記) : 工事経歴書記載例

- ・ 保守点検や維持管理業務（例：樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しないことを記載
- ・ 経営事項審査を受審しない場合の小計欄について、このページに記載した完成工事の合計件数、金額を記載することを追記

P 1 3 0 (削除) : 工事経歴書記載例（経営事項審査を受けない場合）

- ・ 記載方法②及び表よりその他○件の記載について削除

P 1 5 7 (追記) : 様式第七号の三 健康保険等の加入状況

- ・ 建設業に係る国民健康保険組合（三重県建設国民健康保険組合等）に加入している場合について記載

P 2 2 7、2 3 5 (修正)

- ・ 欠格要件の号数の修正

P 2 3 0 (追記) : 建設業許可申請書記載例

- ・行政書士法人の場合を追記

P 2 3 8 (追記) : 委任状記載例

- ・行政書士法人の場合の委任状例を追記